

山口県報

平成 22 年
3 月 23 日
(火曜日)

目 次

条例

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二

山口県職員定数条例の一部を改正する条例……………一〇



附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県条例第二号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

山口県農村振興対策審議会	農村の振興についての調査及び審議に関する事務
山口県漁業振興対策審議会	漁業の振興についての調査及び審議に関する事務

を

山口県知事 二 井 関 成

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………一

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例……………一

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………二

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………六

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………九

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………〇

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………一

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………三

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………四

山口県農林事務所設置条例の一部を改正する条例……………五

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………五

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………六

山口県農林水産審議会

農林水産業及び農山漁村の振興についての調査及び審議に関する事務

に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の七中「及び防府市」を、「防府市、長門市、柳井市、周南市、周防大島町及び阿武町」に改め、同表第六号の二中「及び長門市」を、「長門市及び阿武町」に改め、同表第十二号の次に次のように加える。

<p>十二の二 山口県自然環境保全条例（昭和四十九年山口県条例第四号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第十八条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ロ 条例第十八条第二項の規定による勧告をすること。</p> <p>ハ 条例第十八条第三項の規定による行為の禁止若しくは制限又は命令をすること。</p> <p>ニ 条例第十八条第四項の規定による期間の延長及び通知をすること。</p> <p>ホ 条例第十八条第六項の規定による期間の短縮をすること。</p> <p>ヘ 条例第十九条の規定による命令をすること。</p>	<p>防府市及び山陽小野田市</p>
--	--------------------

- ト 条例第二十条の規定による通知を受理すること。
- チ 条例第二十四条第一項の規定による届出を受理すること。
- リ 条例第二十四条第二項の規定による勧告をすること。
- 又 条例第二十四条第三項の規定による行為の禁止若しくは制限又は命令をすること。
- ル 条例第二十四条第四項の規定による期間の延長及び通知をすること。
- ヲ 条例第二十四条第六項の規定による期間の短縮をすること。
- ワ 条例第二十五条の規定による命令をすること。
- カ 条例第二十六条の規定による通知を受理すること。
- ヨ 条例第二十八条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること（イ、ハ、チ及び
又に掲げるものに係るものに限る。）。
- タ 条例第三十条の規定による損失の補償をすること（ハ及び又に掲げるものに係るものに限
る。）。
- レ 条例附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における条例による改
正前の山口県自然保護条例（昭和四十七年山口県条例第六号。以下この号において「旧条
例」という。）及び旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (1) 旧条例第十一条の規定による届出を受理すること。
 - (2) 旧条例第十二条の規定による通知を受理すること。
 - (3) 旧条例第十四条第一項の助言又は勧告をすること。
 - (4) 旧条例第十四条第二項の協議をすること。
 - (5) 旧条例第十五条第一項の規定による立入調査をすること。

別表第十四号の三中「及び山陽小野田市」を「、山陽小野田市及び阿武町」に改め、同表第十八号の五を同表第十八号の八とし、同表第十八

号の四中「昭和二十四年法律第九十五号。」を削り、同号を同表第十八号の七とし、同表第十八号の三中「山口市」の下に「萩市及び阿武町」を加え、同号を同表第十八号の四とし、同号の次に次のように加える。

<p>十八の五 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうちに掲げるもの イ 法第四条第一項の認定をすること。 ロ 法第四条第四項の認定をすること。</p>	<p>萩市</p>
<p>十八の六 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうちに掲げるもの（一の市町の区域を超えない区域を地区とする土地改良区又は土地改良区連合に係るものに限る。） (1) 法第六条第三項（法第四十八条第八項において準用する場合を含む。）のあつせん又は調停をすること。 (2) 法第六条第五項（法第四十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をすること。 (3) 法第七条第五項（法第四十八条第九項及び法第八十四条において準用する場合を含む。）の援助をすること。 (4) 法第八条第一項（法第四十八条第九項及び法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による決定及び通知をすること。 (5) 法第八条第六項（法第四十八条第九項及び法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をし、及び同項の規定により縦覧に供すること。 (6) 法第九条第一項（法第四十八条第九項及び法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による申出を受理すること。</p>	<p>萩市</p>

- (7) 法第九条第二項（法第四十八条第九項及び法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び決定をすること。
- (8) 法第十条第一項の認可をすること。
- (9) 法第十条第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をすること。
- (10) 法第十八条第十六項（法第六十八条第四項及び法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- (11) 法第十八条第十七項（法第六十八条第四項及び法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をすること。
- (12) 法第十九条の四第三号（法第八十四条において準用する場合を含む。）の報告を受けること。
- (13) 法第二十九条の三第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による選任又は招集をすること。
- (14) 法第三十条第二項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (15) 法第三十条第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をすること。
- (16) 法第三十六条第八項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (17) 法第三十九条第五項の認可をすること。
- (18) 法第三十九条第六項の規定による通知をすること。
- (19) 法第四十一条第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による申出を受理すること。

- (20) 法第四十一条第四項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による決定をすること。
- (21) 法第四十七条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の援助をすること。
- (22) 法第四十八条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (23) 法第四十八条第十項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による認定をすること。
- (24) 法第四十八条第十一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をすること。
- (25) 法第四十九条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (26) 法第五十六条第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の裁定をすること。
- (27) 法第五十六条第四項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取をすること。
- (28) 法第五十七条の二第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (29) 法第五十七条の二第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (30) 法第五十七条の二第四項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をすること。
- (31) 法第五十七条の四第一項（法第五十七条の八において準用する場合を含む。）の認可をするこ
- (32) 法第六十七条第二項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可をすること。

- (33) 法第六十七条第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をすること。
- (34) 法第七十条の二第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べ、又は囑託を受けること。
- (35) 法第七十条の二第四項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べること。
- (36) 法第七十一条の二（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- (37) 法第七十二条第二項の認可をすること。
- (38) 法第七十二条第三項の規定による公告をすること。
- (39) 法第七十七条第二項の認可をすること。
- (40) 法第八十一条の認可をすること。
- (41) 法第一百十三条の二第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること（(8)、(22)及び(39)に規定する認可に係る土地改良事業に係るものに限る。）。
- (42) 法第一百十三条の二第二項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告をすること（(41)に規定する届出に係るものに限る。）。
- (43) 法第三百二十二条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は検査をすること（(1)から(42)までに掲げるものに係るものに限る。）。
- (44) 法第三百三十三条（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による検査をすること（(1)から(42)までに掲げるものに係るものに限る。）。

<p>(45) 法第百三十四条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令 をすること。</p> <p>(46) 法第百三十四条第二項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令 をすること。</p> <p>(47) 法第百三十四条第三項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による解任 をすること。</p> <p>(48) 法第百三十五条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令 をすること。</p> <p>(49) 法第百三十六条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による決議 又は選挙若しくは当選の取消しをすること。</p>	
---	--

別表第十八号の二中「山口市」の下に、「萩市及び阿武町」を加え、同号を同表第十八号の三とし、同表第十八号の次に次のように加える。

<p>十八の二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下この号において「法」とい う。）に基づく事務のうちに掲げるもの（一の市町の区域を超えない区域を地区とする農事 組合法人に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第七十二条の十二の六の規定による選任をすること。</p> <p>ロ 法第七十二条の十二の八第三号の規定による報告を受けること。</p> <p>ハ 法第七十二条の十三第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第七十二条の十六第四項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ホ 法第七十二条の十七第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ヘ 法第七十二条の十八第三項の規定による届出を受理すること。</p>	<p>萩市</p>
--	-----------

- ト 法第七十二条の十八の九第三項の規定による意見を述べ、又は嘱託を受けること。
- チ 法第七十二条の十八の九第四項の規定による意見を述べること。
- リ 法第七十二条の十八の十の規定による届出を受理すること。
- 又 法第七十三条の十二の規定による届出を受理すること。
- ル 法第八十九条第二項の嘱託をすること。
- ヲ 法第九十一条の三において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第三項の交付をすること。
- ワ 法第九十三条第一項の規定による報告の徴収をすること。
- カ 法第九十四条第二項の規定による検査をすること。
- ヨ 法第九十五条第一項の規定による命令をすること。
- タ 法第九十五条第二項の規定による命令をすること。
- レ 法第九十五条の二の規定による命令をすること。
- ソ 法第九十五条の三第一項の規定による掲載をすること。

別表第二十号中「長門市」の下に「、山陽小野田市」を加え、同表第二十六号の二中「防府市」の下に「、下松市」を、「周南市」の下に「、山陽小野田市」を加え、同表第二十六号の三中「柳井市」の下に「、美祢市」を加え、同表第二十七号の二、第二十九号の二、第二十九号の四、第三十号の二、第三十号の七及び第三十号の八中「山口市」を「宇部市、山口市」に改め、同表第三十一号の二中「山口市」の下に「、周南市及び山陽小野田市」を加え、同表第三十三号の四中「ウ」を「井」に改め、同号中井をノとし、ロからウまでをハから井までとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第三十四条の二第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の協議をすること（都市計画区域内における開発行為に係るものに限る。）。

別表第三十四号ヤ中「ク」を「ヤ」に改め、同号中ヤをマとし、ニからクまでをホからヤマまでとし、ハの次に次のように加える。

二 法第三十四条の二第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の協議をすること（都市計画区域内における開発行為に係るものに限る。）。

別表第三十四号の五中「萩市」の下に「、防府市」を加え、同表第三十四号の六及び第三十四号の七中「及び山陽小野田市」を「、山陽小野田市及び阿武町」に改め、同表第三十四号の八中「次に掲げるもの」の下に「（又からネまでに掲げるものにあつては、市町が自ら終身賃貸事業者として行う場合に係るものを除く。）」を加え、同号中「ツ」を「ネ」に改め、同号中ネをナとし、二からツまでをホからネまでとし、八の次に次のように加える。

二 法第三十五条の二の承認をすること。

別表第三十四号の八中「山口市」を「宇部市、山口市」に、「及び山陽小野田市」を「、山陽小野田市及び阿武町」に改め、同表第三十四号の九中「及び山陽小野田市」を「、山陽小野田市及び阿武町」に改め、同表第三十四号の十一中「萩市」の下に「、防府市」を加え、同表第三十五号二中「及び防府市」を「、防府市、長門市、柳井市、周南市、周防大島町及び阿武町」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一号の七及び第三十五号二の改正規定（柳井市、周南市及び周防大島町に係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務（同表第十八号の五の上欄に掲げる事務を除く。）のうち、この条例の施行の日前に知事又は教育委員会がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第一条の規定は、適用しない。

山口県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県条例第四号

山口県知事 二 井 関 成

山口県職員定数条例の一部を改正する条例

山口県職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、五〇〇人」を「四、一〇〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、三五三人」を「二、三五〇人」に、「五七六人」を「五四一人」に、「二、九二九人」を「二、八九一人」に改め、同条第三号中「一、一四〇人」を「一、一五七人」に、「一五〇人」を「一六六人」に、「一、二九〇人」を「一、三三三人」に改め、同条第四号中「三、二三九人」を「三、二二〇人」に、「二〇五人」を「二〇一人」に、「三、四四四人」を「三、四二一人」に改め、同条第五号中「五、三三〇人」を「五、三〇四人」に、「四五六人」を「四四三人」に、「五、七七六人」を「五、七四七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例(昭和三十二年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「八八三人」を「八八五人」に、「九一四人」を「九一五人」に、「九四二人」を「九四三人」に、「三、五九〇人」を「三、五九四人」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と同条の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務(第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員が勤務時間条例第十六条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改める。

第十七条を第十八条とする。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代替休暇）

第十六条 時間外勤務代替休暇は、一般職の職員の給与に関する条例第十四条第四項の規定により時間外勤務手当を支給されることとなる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代えて、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条第八項」を「第三条第九項」に改める。

第九条第四項中「第三条第四項、第六項及び第七項」を「第三条第五項、第七項及び第八項」に改める。

第十六条第三項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に、「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に、「この項」を「こ

の条」に改め、同条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第三条第五項、第七項及び第八項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間と同項の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた学校職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 学校職員が勤務時間条例第十六条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十七条第三号中「第三条第四項又は第六項」を「第三条第五項又は第七項」に、「第三条第四項、第六項又は第七項」を「第三条第五項、第七項又は第八項」に改める。

第十七条の三第一項中「第三条第四項、第六項」を「第三条第五項、第七項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第四条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代替休暇）

第十六条 時間外勤務代替休暇は、給与条例第十六条第四項の規定により時間外勤務手当を支給されることとなる学校職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代えて、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条中一般職に属する学校職員の給与に関する条例第四条第一項及び第九条第四項の改正規定、第十六条第三項の改正規定（「この項」を「この条」に改める部分を除く。）並びに第十七条第三号及び第十七条の第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
- 第十七条の表第十四条第一項の次に次のように加える。

第十四条第四項	第二項	職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第十 七条
第十四条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第十 七条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間 四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって は、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の五十 （その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間は百分の五十 分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午 前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗 じて得た額とする

第十八条の表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

<p>第十六条第四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員<small>八条</small>の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第十</p>
<p>第十六条第五項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第十 八条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間 四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、 は、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十 （その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、 百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午 前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗 じて得た額とする</p>

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「第五条の二」を「第六条」に改め、「準ずる学校」の下に、「又は共同調理場」を加え、同条第二項中「別表第六に掲げる学校」の下に、「又は共同調理場」を加え、同項に次の一号を加える。

四 四級 百分の二十

第十四条の二第三項中「別表第五」の下に、「又は別表第六」を加え、「若しくは共同調理場又は別表第六に掲げる学校」を「又は共同調理場」に改める。

第十四条の三第一項中「別表第五に掲げる学校等若しくは別表第六に掲げる学校又は別表第七に掲げるこれらに準ずる学校」を「別表第五又は別表第六に掲げる学校等」に、「総称する」を「いう」に改める。

第十四条の四を削る。

第二十条の二第二項中「第十四条の四」を「第十四条の三」に改める。

別表第五及び別表第六を次のように改める。
別表第五（第十四条の二、第十四条の三関係）

二級	一級		級別 区分
小 学 校	中 学 校	小 学 校	学 校 等 区 分
			学 校 等 名
美祢市立田代小学校 岩国市立宇佐川小学校 萩市立大島小学校 萩市立木間小学校 山口市立嘉年小学校 山口市立袖野木小学校 山口市立串小学校	周南市立大津島中学校 岩国市立本郷中学校 萩市立むつみ中学校	周防大島町立和田小学校 周南市立大津島小学校 長門市立向津具小学校 岩国市立波野小学校 岩国市立本郷小学校 萩市立弥富小学校 下関市立角島小学校	

		四級		三級			
共同調理場	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校		
萩市立見島学校給食共同調理場	周防大島町立情島中学校 岩国市立柱島中学校 萩市立見島中学校	上関町立祝島小学校 周防大島町立情島小学校 萩市立見島小学校 萩市立相島小学校 下関市立蓋井小学校	防府市立野島中学校	周防大島町立浮島小学校 防府市立野島小学校	阿武町立福賀中学校 萩市立大島中学校 萩市立木間中学校	阿武町立福賀小学校 周防大島町立油田小学校 周南市立須磨小学校	

別表第六(第十四条の二、第十四条の三関係)

学校等区分	学 校 等 名
小 学 校	萩市立小川小学校 萩市立むつみ小学校 萩市立紫福小学校 周南市立和田小学校
中 学 校	周南市立和田中学校
共同調理場	萩市立むつみ学校給食共同調理場

別表第七及び別表第八を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の二第一項の改正規定(「第五条の二」を「第六条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第九号

一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特種勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。
第二十一条から第二十三条まで 削除

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項ただし書の条例で定める期間）

第二条の二 法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

第三条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に改める。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第十条中「次に」を「第二条各号に」に改め、各号を削る。

第十一条第一号中「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、同条第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十八条第一項第三号及び第四号を削り、同条第五項中「第五条各号に掲げる」を「第五条に規定する」に改める。
 第三十条第三項中「養育しなくなり、又は企業職員等部分休業に係る子を当該企業職員等以外の当該子の親が常態として養育することができ
 ることとなった」を「養育しなくなった」に改める。

第三十一条中「及び第三条」を「から第三条までの規定」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年六月三十日までの間において規則で定める日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十一号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「平成二十三年一月三十一日」を「平成二十八年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十二号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、指定工業等導入地区」及び「、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業」を削る。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第五条第三号」を「第五条第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第五条第三号」を「第五条第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七条中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十一年十二月三十一日以前に農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第十条に規定する工業等導入地区のうち総務省令で定める地区内において、改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第三条第二項に規定する設備を新設し、又は増設した者並びに同条例第五条第二号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十三号

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例(平成十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

第三条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十四号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の4の表一の四の項を次のように改める。

四一の 汚染土壌処 理業の許可 業務に関する事	汚染土壌処 理業許可申 請手数料	汚染土壌処理業の許 可 汚染土壌処理業の許 可の更新 汚染土壌処理業の変 更の許可	一件につき 一件につき 一件につき	二十四万円 二十二万四千元 二十二万二千元
----------------------------------	------------------------	--	-------------------------	-----------------------------

別表第一の5の表二の項予防接種料に関する部分中「一万千円」を「一万七千円」に改め、同表二十五の項中「七千円」を「八千円」に改める。

別表第一の7の表二の項中「二万九千三百五十円」を「十二万三千六百円」に改める。

別表第一の9の表一の項の備考中4を5とし、1から3までを2から4までとし、2の前に次のように加える。

1 授業料（専攻科に係るものを除く。）及び受講料は、高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から授業料又は受講料を徴収することが相当と認められる場合として知事が別に定める場合に限り、徴収するものとする。

別表第一の9の表一の三の項の備考3を同備考4とし、同備考2中「1から3まで」を「2から4まで」に改め、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 後期課程の授業料は、中等教育学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から授業料を徴収することが相当と認められる場合として知事が別に定める場合に限り、徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の5の表二の項の改正規定 公布の日の日

二 別表第一の9の表の改正規定 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日

(経過措置)

2 平成二十二年三月三十一日に山口県立農業大学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の山口県使用料手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一の7の表二の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十二年に山口県立農業大学校に入学する者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第一の7の表二の項の規定にかかわらず、六万円とする。

4 平成二十三年に山口県立農業大学校に入学する者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第一の7の表二の項の規定にかかわらず、九万円とする。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県条例第十五号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

山口県知事 二 井 関 成

別表山口県地域活性化・生活対策基金の項を削り、同表山口県国民健康保険広域化等支援基金の項の前に次のように加える。

山口県地域活性化・施設整備基金	地域において必要な施設の整備を円滑に実施し、地域の活性化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
-----------------	------------------------------------	--

別表山口県国民健康保険広域化等支援基金の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表山口県国民健康保険広域化等支援基金の項の前に次のように加える改正規定 公布の日

二 別表山口県地域活性化・生活対策基金の項を削る改正規定 平成二十二年四月一日

(山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例(平成二十一年山口県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中山口県資金積立基金条例第五条の改正規定を次のように改める。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削る。

山口県農林事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十六号

山口県農林事務所設置条例の一部を改正する条例

山口県農林事務所設置条例(平成十年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県田布施農林事務所の項を次のように改める。

山口県柳井農林事務所	柳 井 市	柳井市 大島郡 熊毛郡
------------	-------	-------------

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十七号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二末武川工業用水道の項及び富田・夜市川工業用水道の項中「四十八円九十銭」を「二十九円八十銭」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十八号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立坂上高等学校の項、山口県立広瀬高等学校の項、山口県立鹿野高等学校の項及び山口県立德佐高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二十三日
印刷

発行人所

山口県知事
庁